

平成26年度 事業計画

I 基本方針

地域社会は、質的・量的にかつてないほどの困難な局面にあると言われます。高齢者や障害者の地域生活の困難さ、孤独死、子育てや介護ストレスによる虐待、学校でのいじめ、なりすまし詐欺をはじめとする犯罪の悪質化や低年齢化などの逼迫した状況を、どのように克服していくかが問われています。

本会では、昨年度の地域福祉セミナーで、男性介護者の苦労と悩みを参加者が共有したことは、その解決に向けて点から線、そして面へと展開していくきっかけになりました。また、徘徊模擬訓練では、「他人事ではなく自分たちの問題である」という意識が訓練参加者に生まれました。いずれも次の取り組みが重要になります。

一方、障害者総合支援法の下では、全てのサービス利用者は「サービス等利用計画」を作成しなければならなくなり、作成を担う相談支援専門員の役割が期待されるなか、支援者のための計画ではなく、利用者の人格と個性が尊重された本人中心計画になるための質の担保を確保しなければなりません。

これらを踏まえ、向き合うべき住民の生活課題が多岐にわたっていても、一つひとつは丁寧な取り組みを進め、直方市の地域福祉の向上に努めます。

<社会福祉協議会の活動原則>

- 1 広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動をすすめる。
【住民ニーズ基本の原則】
- 2 住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめる。
【住民活動主体の原則】
- 3 民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動をすすめる。
【民間性の原則】
- 4 公私の社会福祉及び保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動をすすめる。
【公私協働の原則】
- 5 地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動をすすめる。
【専門性の原則】

II 重点推進項目

- 1 災害ボランティアセンター運営マニュアルの作成
- 2 徘徊SOSネットワークの普及と定着の促進
- 3 男性介護者のつどいの開催

Ⅲ 実施計画

1 法人運営部門

- ① 正副会長会議の開催
- ② 理事会、評議員会、監事会の開催
- ③ 役職員研修の実施

2 地域福祉活動推進部門

(1) 福祉教育・啓発活動

- ① 社協だよりの発行（年4回）
- ② ホームページの運営
- ③ 地域福祉セミナーの開催
- ④ よこいと運動会の開催（6月第3日曜日予定）
- ⑤ 福祉まつりの開催（10月第4日曜日予定）
- ⑥ 学校の福祉教育の支援

(2) 小地域福祉活動の支援

- ① 校区社会福祉協議会事業に対する助成
- ② 支え合いマップ作りの推進による校区社協活動の支援強化
- ③ 校区社協会長会議の開催

(3) 福祉ボランティア活動の支援

- ① 電子メール機能を活用したボランティア関連情報の提供
- ② ボランティアルームの提供
- ③ ボランティアの登録・斡旋
- ④ 個人登録ボランティアへの活動機会の提供
- ⑤ 直方ボランティアのつどいの開催（直方市ボランティア連絡協議会との共催）
- ⑥ ボランティア活動保険料の助成等による加入促進
- ⑦ ボランティア活動資材の整備、貸し出し
- ⑧ 直方市ボランティア連絡協議会の支援

新規 ⑨ 災害ボランティアセンター運営マニュアルの作成

(4) おもちゃ図書館の運営

- (5) 当事者組織・団体、社会福祉関係諸団体との連携と支援
 - ① 事業に対する助成
 - ② ふくしバスの運行
 - ③ 関連情報の収集と提供
 - ④ 障がい者問題を考える直方市連絡会議への協力
 - ⑤ 直方徘徊SOSネットワークの推進
 - a 広域化に伴う事務局の市への移管
 - b 模擬訓練実施地区のフォローアップ
 - (6) 共同募金・歳末たすけあい運動への協力と実施
 - ① 福岡県共同募金会直方市支会との連携
 - ② 歳末見舞品贈呈事業の実施
 - ③ 地域支援事業（校区福祉活動助成）の実施
 - (7) 地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた取り組み
 - ① 生活福祉資金貸付事業の貸付業務（県社協からの一部受託）
 - ② 生活物資緊急支援資金貸付事業の実施
 - ③ 法外援護事業の実施
 - ④ 認知症相談、福祉総合相談の実施
- 新規 ⑤ 男性介護者のつどいの開催

3 福祉サービス利用支援部門

- (1) 障がい者相談支援センターるーぷるの運営（直轄地域2市2町の受託）
 - ① サービス等利用計画の作成
 - ② 交流広場7番地の運営
 - ③ 当事者座談会開催の協力
 - ④ 広報誌 るーぷる の発行
 - ⑤ 運営協議会の開催
 - ⑥ 直轄地区障がい者等地域自立支援協議会事務局の運営（直轄2市2町からの受託）
 - ⑦ 基幹相談支援センターの運営（直轄2市2町からの受託）
 - ⑧ 障がい者虐待防止センターの運営（直轄2市2町からの受託）
 - ⑨ 居住サポート事業の実施（直轄2市2町からの受託）
- (2) 日常生活自立支援事業（生活支援員業務）の実施（県社協からの一部受託）
- (3) 直方市障がい者在宅福祉サービス状況調査の実施（直方市からの一部受託）
 - ① 障がい者住みよか事業に係る調査並びに申請代行
 - ② 障がい者等日常生活用具等給付事業のうち住宅改修に限るものに係る調査並びに申請代行

4 在宅福祉サービス部門

- (1) 移動送迎支援事業の実施
- (2) 配食サービス事業の実施
 - ① 昼食（弁当）の配達を通じた声かけや安否確認（毎週水曜日）
 - ② 夕食（弁当）の配達を通じた声かけや安否確認（直方市からの受託、月～土）
- (3) 車いすの貸し出し
- (4) 介護サービス事業の実施
 - ① 居宅介護等事業
 - a ケアプランサービス
 - b ホームヘルプサービス
 - ② 直方市受託事業
 - a 生活管理指導員派遣事業
 - b 移動支援事業（ガイドヘルプ）
 - c 生活サポート事業
 - ③ ホームヘルパー定期研修の実施

5 総合福祉センターの運営

- (1) にこにこ教室の充実
- (2) 教養娯楽活動の支援
 - ① 趣味の会活動の支援
 - ② 演芸大会の開催
- (3) 会議室等の貸し出し

6 その他

- ① 筑豊ブロック市町村社協連絡協議会への参画
- ② 直鞍エリア社協連絡協議会への参画